



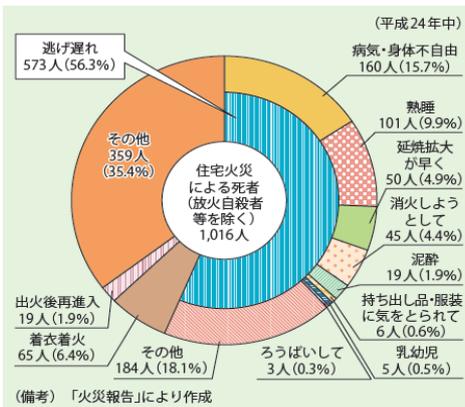
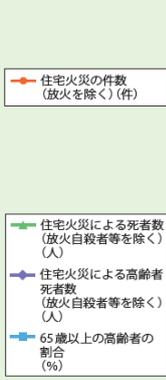
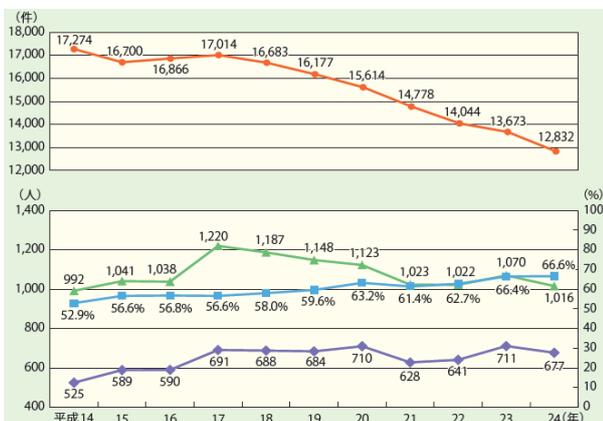
安心・安全のパートナー 付けていますか？住宅用火災警報器

消防法が改正され、尊い命や財産を火災から守るため、平成23年6月1日から全ての住宅に**住宅用火災警報器**の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器は、「**全ての寝室**」と「**寝室のある階の階段（1階を除く）**」に設置しなければなりません。愛川町では「台所」への設置は義務ではありませんが、設置を推奨しています。

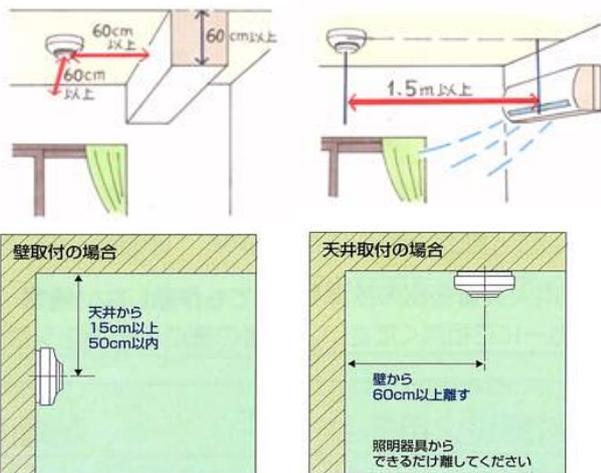
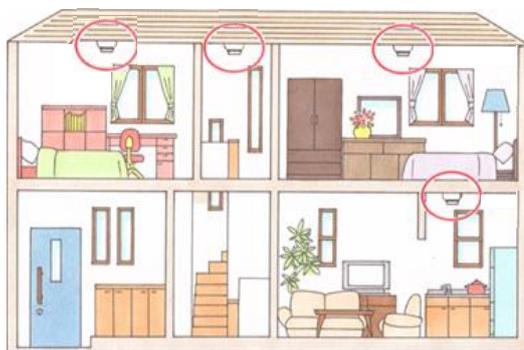
どうして**住宅用火災警報器**の設置が必要なのですか？

◎住宅用火災警報器の設置が義務化された以降、住宅火災による死者数は減少傾向にあります。住宅火災における死者の半数以上は「**逃げ遅れ**」によるものです。また、住宅火災における死者のうち、**65歳以上の方が占める割合は、6割を超えています**。「逃げ遅れ」を防ぐためには、火災の熱や煙を自動で感知し、警報音などで火災の発生を早期に知らせる住宅用火災警報器が有効です。



住宅用火災警報器はどこに設置するの？

- ◎就寝中の火災による逃げ遅れを防ぐため、「寝室」と「階段」に設置が必要です。
- ◎「寝室」と「階段」に設置する住宅用火災警報器は煙を感知するもの（煙式）を設置してください。
- ◎住宅用火災警報器は煙を効果的に感知できるように、壁や梁、エアコンの吹き出し口から離して設置することが重要です。壁に設置することも可能です。



どこで購入するの？

◎ホームセンター、家電販売店などで販売されています。

※右の「NSマーク」が付いている住宅用火災警報器は国が定める規格に適合しています。

